

平成26年度 第2回大和市環境審議会 議事録

- . 開催日時 平成26年5月26日(月)午後1時30分～午後2時30分
- . 開催場所 大和市役所5階 第5会議室
- . 出席状況 委員 9人
池田勝彦委員、小川典子委員、河西正彦委員、坂本哲也委員、柴田保委員、
白鳥節郎委員、高橋亨委員、高橋政勝委員、細田徹委員
事務局：環境農政部長ほか5人
- . 公開・非公開の状況
公開 非公開 一部非公開

. 審議又は検討の経過及び結果

A. 会議次第

- 1 審議会委員委嘱
- 2 市長挨拶
- 3 委員自己紹介
- 4 会長及び職務代理の選出
- 5 議題
(1) 大和市環境審議会の役割等について
(2) その他
- 6 現場確認(午後2時40分～午後5時)
多胡記念公園、引地台公園、引地台温水プール、柳橋ふれあいプラザ、
大和ゆとりの森

B. 審議内容など

- ・大木市長が環境審議会の出席委員の代表者に委嘱状を手渡しするとともに挨拶を行った。
- ・出席委員は自身の経歴や審議会への抱負を語った。
- ・会長選出について、委員の互選により池田勝彦委員が選出された。
- ・職務代理選出について、会長の指名により、柴田委員に決定した。
- ・大和市環境審議会の役割、開催方法についての確認を行った。
(資料等は複数ページに渡るため掲載しておりませんが、市役所環境総務課で閲覧できますので、事前に連絡のうえお越しください。)

(1) 大和市環境審議会の役割等についての意見・質疑等

委員：環境農政部が所管している内容、主な活動は何か。農政が入っている理由は何か。

事務局：環境農政部の構成として、環境総務課は政策調整、人事、財務的な部分を、みどり公園課は、緑地と公園関係を所管している。生活環境保全課は、ごみのポイ捨て、美化、公害の関係を所管。環境管理センターでは、施設課と収集業務課が、ごみの処理や資源化を、農政課は農業政策全般を担当している。

括りとしては、環境に係るということで、ごみ、みどり、公害というものを所管している。農政は産業の側面もあるが農地も貴重な緑地という捉え方で所管している。

委員：指定管理を受けているところを確認したい。

事務局：多胡記念公園と引地台公園・引地台温水プールは、(公財)大和市スポーツ・余暇・みどり財団、柳橋ふれあいプラザは(株)オーエンス。大和ゆとりの森は、日産・相鉄・ベルマーレ共同事業体である。代表者は(株)日産クリエイティブサービスが担っている。

委員：この審議会の開催方法は。

事務局：環境農政部が所管している条例の改正が予定されている場合や、事業に関する計画の変更などが生じる場合には、審議会の意見を聴くことになっているので、その都度会議を開かせていただく。

また、例年事業を進めていく中で、年度末に事業報告をさせていただくので、年3～4回会議を開かせていただく。

委員：市長の諮問に応じて調査・審議しという文言があるが、事前に事項を伝達されて、自分なりに調査をしてきて審議するのか。

事務局：意見を提出するのが審議会の主な仕事であるので、実行委員会と異なり、直接身体を使って何か行動していただくということではない。専門的な立場、見地から意見を言っていただくということである。

委員：市長から審議会への要請はいつの時点で出てくるのか。

会議に出席して初めて市長の要請を聴くことになるのか。

事務局：次回の審議会ではこういう内容を審議していただくということで、事前に資料をお送りする。諮問だけではなく、さまざまな情報提供をさせていただく。それに対してご意見を賜ることもある。

委員：委員の中から問題提起、発議することは出来るのか。

事務局：市長の諮問に応じて意見を提出するというのが審議会の基本であり、市側の方で会議を設定させていただくが、その関連の中で、ご意見をいただくのはあり得る。

委員：前回の審議会の中で、どのような内容が審議されたのか提示を。

事務局：指定管理者の実績報告に対する意見は毎年6月頃に実施している。また、環境農政部でいろいろな計画の年次報告書を作成しており、環境基本計画や清掃事業の概要について、2月頃に皆様にご説明してご意見をいただいている。これらは毎年定期的にも実施している。ここ2年ほどの内容としては、ゆとりの森の整備を続けているので、新しい施設が出来るごとに、その施設の利用料金や利用時間や供用日を条例で定めていく必要がある。昨年度はその条例改正についての諮問が2回あった。来月開催する6月議会で条例改正があるが、そのご意見を1月から3月にかけていただいた。また平成25年9月議会の条例改正については、7～8月ころにご意見をいただいた。

今後予想されるのは、ごみ処理基本計画の改定作業があり、その改定案について意見をいただくのを、来年か再来年あたりに予定している。

諮問が出る出ないというのは、条例の改正のあるなし、計画の改定を行う時期等によるので、定期的にあるものではない。いままでの審議内容の状況の資料については準備したい。